

道志村

第3次障害者計画

第7期障害福祉計画

第3期障害児福祉計画

策定業務委託仕様書

道 志 村

第1章 総 則

(適 用)

第1条 本仕様書は、『道志村第3次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定業務』に適用するものとする。

(目 的)

第2条 本業務は、障害のある人が住み慣れた地域でいきいきと自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者施策全般にかかる理念や基本的な方針・目標を定めることを目的に計画を策定する。

(準拠する法令等)

第3条 本業務実施にあたっては、本仕様書によるほか、次に定める関係法令等を参考にして実施するものとする。

- (1) 障害者基本法
- (2) 障害者総合支援法
- (3) 児童福祉法
- (4) 道志村総合計画【村】(現行計画)
- (5) 道志村高齢者保健福祉計画【村】(令和5年度策定予定)
- (6) 道志村介護保険事業計画【村】(令和5年度策定予定)
- (7) 道志村障害者計画【村】(現行計画)
- (8) 道志村障害福祉計画【村】(現行計画)
- (9) 道志村障害児福祉計画【村】(現行計画)
- (10) 道志村子ども・子育て支援事業計画【村】(現行計画)
- (11) 道志村食育推進計画【村】(現行計画)
- (12) 道志村健康増進計画【村】(現行計画)

(提出書類)

第4条 受託者(以下「乙」という。)は、業務着手に先立ち、作業着手届、工程表、管理技術者届、実施計画書を委託者(以下「甲」という。)に提出し、その承認を得るものとする。

(作業状況報告)

第5条 乙は、作業の各工程の進捗状況について、適時甲に報告しなければならない。

(検 査)

第6条 乙は、作業実施中は、適宜、検査を受けるものとし、全作業完了後に甲による最終検査を受け、その検査合格をもって納品検収とする。なお、納品検収後といえども、成果品に誤りや不備があった場合は、乙は、速やかに必要とする、補足又は訂正を行うものとする。

(守秘義務)

第7条 乙は、本業務により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。又、全ての成果品については、甲の許可なく他に公表及び貸与をしてはならない。乙は、貸与資料の個人情報取り扱いの際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利、利益を侵害することのないように努めなければならない。

(納 期)

第8条 本作業の納期は、契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

第2章 計画策定業務

(業務概要)

第9条 本業務における業務概要は、以下のとおりとする。

道志村第3次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の作成

(業務内容)

第10条 計画策定の業務内容は以下のとおりとする。

(1) アンケート調査

①調査実施

調査項目は、国が提示した障害福祉計画見直しのためのモデル調査票（最新版が提示されれば、そのバージョン）をベースに、甲乙協議の上、村独自の項目を追加する。なお、調査票の種類は、全障害及び成人・児童共通の1種類とする。

個人情報保護の観点から対象者約80名の抽出は甲が行い、宛名シールを乙に提出する。なお、乙は個人情報授受記録を作成し、受け取り時に甲に提出する。

調査票のボリュームはA4版の16頁程度、発送封筒・返信封筒は長3サイズとする。また、封入・封緘・宛名シール貼りは、乙が行う。

上記の調査票及び封筒類はすべて乙が印刷すること。

回収率は60%を想定し、対象者への調査票発送・返送にかかる郵送費は委託料に含める。

返送先は村の担当課とし、回収された調査票は乙が適時受け取りに来るものとする。（郵送等による授受は、紛失等の恐れもあるため認めない。）

②集計・分析

乙は調査票の点検を行い、人為的な入力ミスを減らすため、ベリファイ（ダブルパンチ）にてデータ入力を行う。また、「その他」の記載内容や自由意見についても入力・分類を行う。

乙は、事務局と協議の上、単純集計及びクロス集計を行う。

③報告書作成

乙は、集計分析結果を報告書にとりまとめる。

報告書のボリュームは、A4版で100頁以内（墨1色）を想定する。

(2) 障害福祉に係る現況の把握

①既存統計資料等の整理

障害種類別人数の推移、障害者福祉サービスの利用状況、人的資源等の状況を既存統計データ等から把握する。

②現行計画の目標と達成度の検証

現行の障害者計画及び障害者福祉計画・障害児福祉計画に掲げた施策・事業の進捗状況、数値目標に関する達成状況を検証する。

③課題の整理

①～②の結果に基づき、実施したアンケート調査の結果等も踏まえ課題の整理を行う。

(3) 計画策定に伴うシミュレーション

①自立支援給付・地域生活支援事業等の見込み量算定

実績及び近年の利用者数の増加率等を踏まえ、計画期間における障害者総合支援法・児童福祉法等が定める各種サービスの見込み量算定を行う。

収集した資料及び現行計画の進捗を踏まえ、甲と協議し課題抽出を行う。

②見込み量確保のための方策

現行計画で設定した見込み量と実績の乖離状況等から、サービス提供体制の問題点や次期計画の見込み量確保における課題を整理して計画に反映する。

③見込み量算定の報告

国・県から報告書やワークシートの提出を求められた場合は、見込み量の入力等について適宜支援を行うこと。

(4) 骨子案及び計画素案の作成、修正

上記(1)～(3)を踏まえ、「障害福祉計画」、「障害者福祉計画」、「障害児福祉計画」の骨子・素案を作成する。また、乙はパブリックコメント用の計画案を作成するとともに、村に寄せられた意見・質問に対する回答案を提示すること。

(5) 会議等運営支援

村が設置する「策定委員会」等に参加し、会議資料の準備のほか、委員会終了後には速やかに議事録を作成すること。また、必要に応じて、会議において作成した資料の説明を行う。なお、策定委員会は2回程度とする。

第3章 成果品

(納入成果品)

第11条 本業務の納入成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 調査結果報告書 (A4判・100頁程度・中一色) 電子データ
- (2) 単純集計・クロス集計表、ローデータほか調査関連データ一式
- (3) 計画書 (A4判・80頁程度・カラー) 電子データ

第4章 その他

(その他)

第12条 その他は、以下のとおりとする。

- (1) 成果品の帰属については、すべて甲とする。
- (2) 本事業の実施により知りえた情報を他に漏らしてはならない。事業完了後も同様とする。
- (3) 乙は業務遂行の品質保証（ISO9000シリーズ等）ができること。
- (4) 乙は個人情報の適切な取り扱いを保証（プライバシーマーク等）できること。
- (5) 令和2年4月1日以降に、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と本件入札に係る業務と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約を締結し、これを誠実に履行した実績を3件以上有していること。
- (6) この仕様書に記載されているもののほか、必要事項については、村と乙が協議のうえ決定する。

以上